ヘルパーステーションかしの樹木部

重要事項説明書

株式会社樫の木

1. 目的および内容

当事業所は以下の目的により業務の提供をさせていただきます。

①介護保険法等の関係法令に従いサービスの提供を致します。
②利用者の体調等に応じたサービスの提供を致します。
③利用者の選択に基づいたサービスの提供を致します。
④各事業所との提携により、適切なサービスの提供を致します。

2. 事業所の職員体制等

管理者	1名
サービス提供責任者	1名以上
訪問介護員	2名以上

3. サービス提供時間

営 業 日　月曜日～日曜日(祝祭日を含む)
休　日　年末年始(12月30日から1月3日)
営業時間　午前8:30 ～ 午後5:30
※緊急時等の場合、24時間の対応をいたします。
介護保険指定番号　1070206410

4. 事業所が通常時にサービスを提供する地域

高崎市・藤岡市・玉村町
(高崎市は倉渕町と榛名町を除く。藤岡市は美九里・鬼石・神流の行政区を除く)

5. 介護サービス内容

〇身体介護　入浴・排せつ・食事等の介護を行います。
〇生活援助　調理・洗濯等日常生活の世話を行います。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画(ケアプラン)がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

①身体介護

〇 入浴介助　入浴の介助又は、入浴が困難な方は清拭をします。
〇 排せつ介助　排せつの介助、おむつ交換を行います。
〇 食事介助　食事の介助を行います。
〇 体位変換　体位の変換を行います。

②生活援助

〇 調理　ご契約者の食事の用意を行います。　(ご家族の分は致しません。)
〇 洗濯　ご契約者の衣類等の洗濯を行います。(ご家族の分は致しません。)
〇 掃除　ご契約者の居室の掃除を行います。　(居室以外は致しません。)
〇 その他　ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物等を行います。
(ご家族の分は致しません。預金・貯金の引出しや預入れは行いません。)

6. 利用料金

別表に定める通りといたします。

7. 支払方法

当月の27日までにお支払下さい。

8. サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

利用者様またはそのご家族の方により申請をいただいた居宅介護支援提供決定の後に本書面による重要事項の説明を行い、契約を取り交わしてサービスの提供となります。

（２）サービスの終了

①利用者様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出いただき、いつでも解約ができます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等のやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、事前に文書で通知するとともに、居宅介護支援事業所を通して混乱なく他事業所に移行いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・利用者様が介護保険施設等に入所されたとき。
・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護状態区分が、要支援または非該当（自立）と認定されたとき。
・利用者様がお亡くなりになられたとき。

④ その他

利用者様又はご家族などが、当事業所や当事業所の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書により１週間以上の予告期間をもってサービスを終了させていただく場合があります。

9. 事業所の方針

当組織の職員は皆、自分の持つ知識・経験・技術を利用者様やご家族に還元すべく活動しています。皆様の心からの笑顔を頂けるような事業所を目指しています。

10. 守秘義務

介護事業者の守秘義務は法律により定められております。緊急の時の利用者様の生命や身体に危険がある場合の情報提供を除いて、第三者に個人情報をもらすことはありません。

11. 緊急時の対応

サービス提供時に事故・体調の急変等が生じた場合は、ご家族・救急医療機関・かかりつけ医に連絡して対応いたします。

12. 相談・苦情等の窓口

機 関 名	電 話 番 号
ヘルパーステーションかしの樹木部 管理者またはサービス提供責任者	電話番号　027-329-6871
高崎市　介護保険担当課	電話番号　027-321-1111（代表）
群馬県国民健康保険団体連合会	電話番号　027-290-1323（苦情処理相談

13. 会社の概要

法人種別・名称	株式会社樫の木
代表者	代表取締役　笠原　宏介
運営事業の概要	通所介護事業所 デイサービスセンター　かしの樹木部 訪問介護事業所 ヘルパーステーション　かしの樹木部 住宅型有料老人ホーム 住宅型有料老人ホームかしの樹木部

14. 個人情報使用同意書

私（利用者および家族）の個人情報については、居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整において必要な場合、必要最小限の範囲において使用することに同意します。

株式会社樫の木
ヘルパーステーションかしの樹木部　殿

令和　　年　　月　　日

利用者　氏名　　㊞

代筆者　氏名　　㊞　続柄

家族代表　氏名　　㊞　続柄

15. 重要事項の説明確認

契約にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項の説明を受け、これに同意し交付を受けました。

説明担当者　ヘルパーステーションかしの樹木部　　㊞

利用者　氏名　　㊞

代筆者　氏名　　㊞　続柄

ヘルパーステーション

かしの樹木部　利用料金表

介護保険法が定める法定料金

R6/4/1改定

(1) 訪問介護(基本サービス料金:1回につき)

	サービスに要する時間	20分未満	20分以上30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間30分未満	1時間半以上(30分増すごとに)
身体介護	介護報酬額	**163単位**	**244単位**	**387単位**	**567単位**	**82単位**
	自己負担額(1割)	¥170	¥255	¥404	¥591	¥86　加算
	自己負担額(2割)	¥340	¥509	¥807	¥1,182	¥171　加算
	自己負担額(3割)	¥510	¥763	¥1,210	¥1,773	¥257　加算

	サービスに要する時間	20分以上45分未満	45分以上	※身体介護が中心の指定訪問介護を行った後に引き続き生活援助が中心の指定訪問介護を行った場合
生活援助	介護報酬額	**179単位**	**220単位**	20分以上で以降25分を増す毎に67単位を加算(67単位×10.42円＝698円(自己負担額69円)を加算)
	自己負担額(1割)	¥187	¥230	
	自己負担額(2割)	¥373	¥459	
	自己負担額(3割)	¥560	¥688	

その他、次表のような介護保険給付の取り扱いをいたします。以下のような加算料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

①時間外加算

平常の時間帯(午前8時から午後6時)	通常の料金
夜間(午後6時から午後10時まで)	通常の料金から25%割り増し
早朝(午前6時から午前8時まで)	通常の料金から25%割り増し
深夜(午後10時から午前6時まで)	通常の料金から50%割り増し

②その他の加算

緊急時訪問介護加算	利用者またはその家族から要請があり、ケアマネジャーと連携し、居宅サービス計画に位置づけられていない訪問介護を、24時間以内に提供した場合、1回に限り100単位を加算
初回加算	過去2ヶ月間、当事業所の訪問介護の提供を受けていない場合で、初回訪問介護実施月内に当事業所のサービス提供責任者自身が訪問介護又は同行訪問をした場合、1回に限り200単位を加算
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	算定する区分に応じた「キャリアパス要件」、「月額賃金改善要件」、「職場環境等要件」の要件満たした事業所が訪問を行った場合、総単位数の22.4%を加算(2024年6月以降)
同一建物減算	事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者にサービスを提供した場合総単位数の10%を

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆ 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆ 2 人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合(*)は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

＊ 2人の訪問介護員でサービスを行う場合(例)

・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合

・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合

・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合　・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

(2) その他事項

・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

・ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。

・また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。